

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

(関係条例のうち高齢者施設及び介護サービス事業所に関する条例)

- ・ 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

2 改正内容

各条例において、条文中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める等の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に鑑み、関係規則の規定を整備するものです。

(関係規則のうち高齢者施設及び介護サービス事業所に関する規則)

- ・ 老人福祉法施行細則
- ・ 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・ 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- ・ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

2 改正内容

各規則において、条文中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める等の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日